

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症

第 1 回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年2月7日(木)
庁 議 室

- 1 開会（本部長挨拶）

- 2 現状及び国、東京都の動向について（報告）【資料1～3】

- 3 帰国者・接触者電話相談センターの設置について【資料4】

- 4 今後の対応方針について【資料5～7】

- 5 その他

危機管理連絡会議 ⇒ 区窓口での対応

- 6 閉 会

【資料 1】

新型コロナウイルス感染症の対応に関する全国衛生主管部（局）長会議 次 第

日時：令和2年2月6日（木）

13：30～15：30

場所：厚生労働省低層棟2階講堂

1. 挨拶

厚生労働大臣 加藤 勝信 (13：30～13：40)

2. 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について

医政局経済課医療機器政策室長 前田 彰久 (13：40～14：20)

(2) 新型コロナウイルス発生状況と定義等について

健康局結核感染症課長 日下 英司 (14：20～14：40)

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る帰国者の健康状態の新たなフォローアップ体制

生活衛生・食品安全審議官 浅沼 一成 (14：40～15：00)

(4) 情報発信について

大臣官房企画官 栗原 正明 (15：00～15：10)

(5) 新型コロナウイルス感染症の発生に伴うマスクの安定供給について

医政局経済課長 林 俊宏 (15：10～15：25)

【資料2】

(案)

令和2年2月6日
特別区保健衛生主管部長会
福祉保健局健康安全部感染症対策課

令和2年2月7日
福祉保健局

新型コロナウイルス感染症に関する 「帰国者・接触者電話相談センター」の設置について

東京都では、新型コロナウイルス感染症の「疑い例」に該当する方が、医療機関で速やかに受診できるよう「帰国者・接触者電話相談センター」を設置し、感染疑いのある方*からの相談に対応することとしましたので、お知らせします。

同相談センターでは「相談者が『疑い例』に該当する」と判断した場合に、速やかに帰国者・接触者外来を有する医療機関で受診できるよう調整します。

平日日中は、都内の各保健所に設置する同相談センターで、平日夜間及び土日祝日は、特別区、八王子市、町田市及び都が共同で設置する、合同電話相談センターで対応します。

なお、新型コロナウイルス感染症に関する一般相談については、引き続き、都の電話相談窓口（コールセンター）や、都内の各保健所等で対応します。

【参考（一般相談）】 東京都 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口
受付時間：午前9時から午後9時まで（土、日、祝日を含む）
電話番号：03-5320-4509

※ 感染疑いのある方 … 中国湖北省への渡航歴や患者と接触歴があり、症状を呈している方

「帰国者・接触者相談センター」対応時間、電話番号等

対応時間	対応場所	電話番号
平日：9時～17時	各保健所内の相談センター	(別添)
平日：17時～翌9時 土日祝日：終日	都・特別区・八王子市・町田市 合同電話相談センター	03-5320-4592

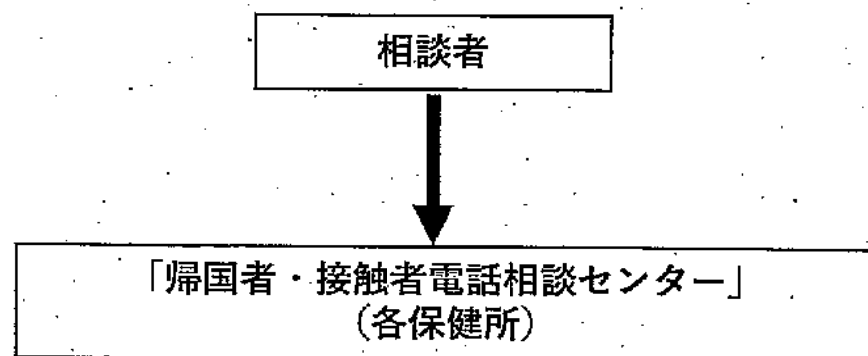
【問合せ先】

福祉保健局健康安全部感染症対策課 根岸、二宮
電 話：03-5320-4488、4487（直通）
都庁内線：34-320、34-335

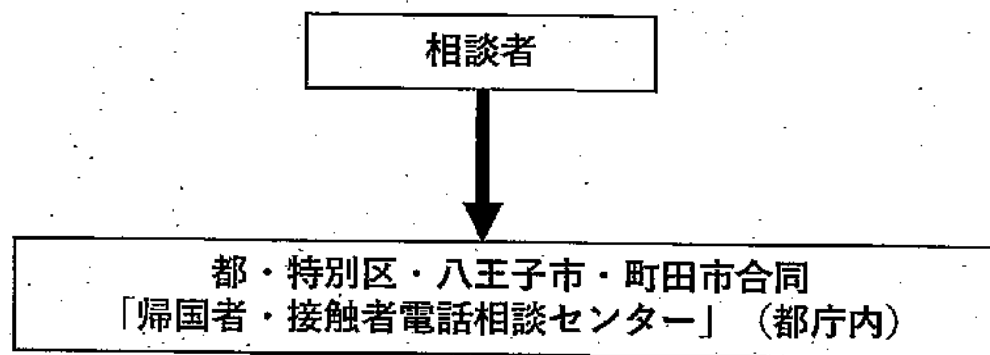
帰国者・接触者電話相談センター 対応の流れ

別紙

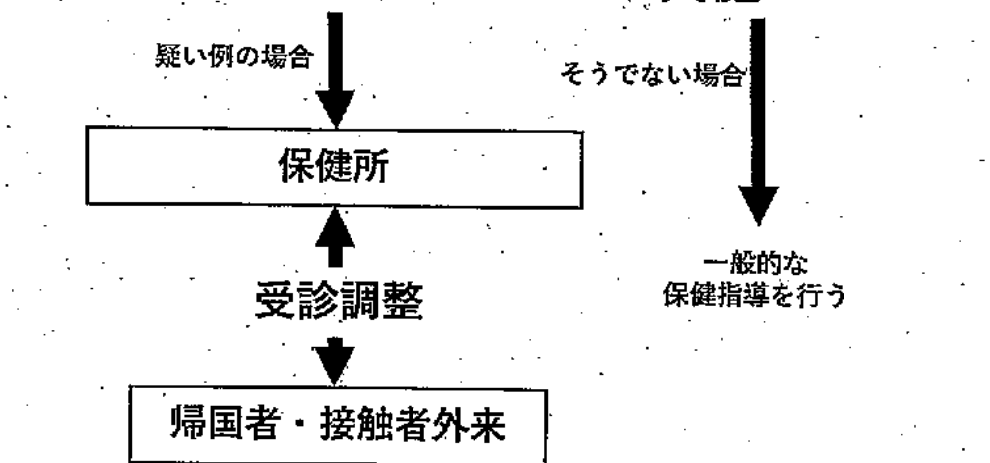
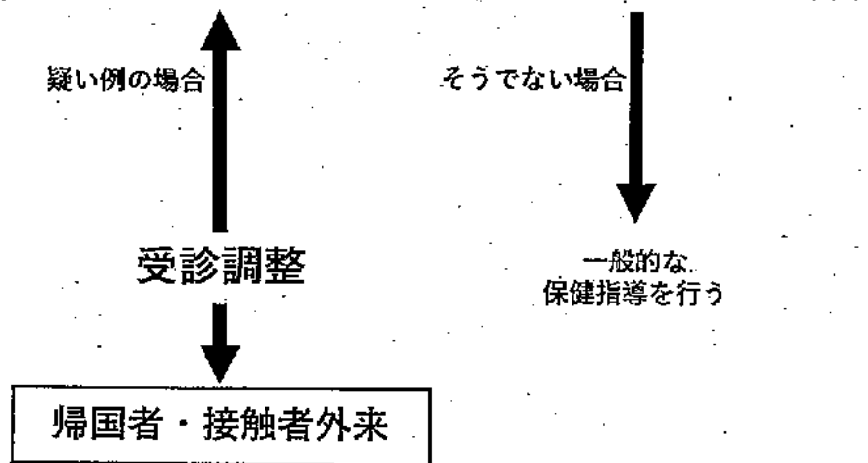
【平日（保健所開所時間）】



【夜間・土日祝日（保健所閉所時間）】



症例定義に照らして「疑い例」か否かのトリアージの実施



【資料 3】

令和 2 年 2 月 3 日

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○ 各局における主な対応

(総務局)

- ・ 情報提供・共有、感染拡大防止について関係各局が連携を密に取り組むことの周知

(政策企画局)

- ・ 感染症対策に在京大使館等への情報提供

(生活文化局)

- ・ 新型コロナウイルスに関する情報の発信（多言語対応）
- ・ 私立学校への感染症対策の注意喚起
- ・ 都民への感染症対策に関する知事メッセージの発信など、SNS を始め、各種媒体を活用した広報活動

(都市整備局)

- ・ 感染症拡大に備えたスムーズBiz活用の呼び掛け

(福祉保健局)

- ・ 新型コロナウイルス関連肺炎に係るコールセンターの設置
- ・ 感染者の行動歴をプライバシーに配慮して公表する考え方の見直し
- ・ 帰国者に対し健康管理リーフレットについて外務省を通じて機内配布

(産業労働局)

- ・ 緊急調査を実施し、必要な対応策を検討
- ・ 産業労働局金融部及び中小企業振興公社に、「新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口」を設置

(港湾局)

- ・ 東京港における水際対策のための「新型コロナウイルスに関連した感染症対策連絡会」を開催

(教育庁)

- ・ 学校への感染症対策の注意喚起

(東京消防庁)

- ・ 各種救命講習等の感染予防対策の実施

○ 都庁舎・事業所共通

- ・ 各執務室等入口前に消毒液設置、石鹸の設置や手洗い等と呼びかけるポスターの掲示
- ・ イベント開催時における感染予防対策の協力依頼
- ・ 来客対応を行う職員等のマスク着用実施

【資料 4】

健康危機管理対策本部資料
令和 2 年 2 月 7 日
北区保健所保健予防課

新型コロナウイルス感染症の相談体制について(案)

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の相談体制強化の一環として、国が「帰国者・接触者相談センター」を2月中旬目途に各都道府県で立ち上げるよう通知があった。

なお、この新しい「帰国者・接触者相談センター」は一般的な相談対応ではなく、対象者の受診医療機関の振りわけに特化したものとなる。

2. 現在の相談体制

厚生労働省コールセンター(1月28日設置、9時～21時、休日も対応)

東京都コールセンター(1月29日設置、9時～21時、休日も対応)

北区保健所保健予防課・・・通常の相談業務の中で対応

3. 東京都の対応

都区八王子市町田市合同「帰国者・接触者電話相談センター」・・・2月7日設置
見込

設置場所は都庁第一本庁舎内、当面は夜間・休日も対応

なお、従前のコールセンターは現在のところそのまま継続の予定で、帰国者・接触者の振り分け以外の一般的相談部分を担当する。

4. 北区での対応(案)

北区帰国者・接触者電話相談センター・・・2月7日正午設置

電話番号は 当面は既存の03-3919-3104を周知

2月14日頃目途に 専用電話番号による対応に変更予定

(専用電話番号は2月7日ころに判明予定)

回線数 開始時2回線(上限4回線)・・・入電状況に応じて柔軟に変更

対応時間 平日 9時～17時、休日時間外は東京都センターで対応

東京都センターの夜間・休日の運営にあたって、北区も輪番制運営に参加予定

各区センターの設置状況を7日15時に東京都がプレス発表予定

令和 2 年 2 月 7 日
北区危機管理対策本部

北区新型コロナウイルス感染症対応方針

国内で感染が確認されている「新型コロナウイルス感染症」は、北区における危機管理上の重大な課題との認識のもと、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症への対応方針を決定する。

記

- 1 区民の安全で安心な生活を維持するため、新型コロナウイルス感染症による健康への影響を可能な限り抑制することを基本方針とする。
- 2 この基本方針の達成のため、全庁が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策に取り組むこととし、次の措置を講ずる。
 - (1) 区民に対し、正確な情報を迅速に提供するとともに、的確な相談対応を行い、区民の不安解消に努めること。
 - (2) 医療機関等との密接な連携のもと、適切な検査及び医療体制の確保等を行い、感染の抑制に努めること。
 - (3) 必要に応じて、区施設等において、区民等に対し感染予防に関する周知を図ること。
 - (4) 引き続き新型コロナウイルス感染症関連情報の収集に努めるとともに、国・東京都・関係機関と密接な連携を図って対応していくこと。
 - (5) 北区新型インフルエンザ等対策行動計画における対策を基本としつつ、今後の国内における新型コロナウイルス感染症の状況の変化に対応し、適宜必要な対策を実施していくこと。
 - (6) 新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大状況に応じ、窓口等における職員・利用者の感染予防に必要な配慮を行うこと。

新型コロナウイルスの感染を防ぐためのお願い

現在、新型コロナウイルス感染症の患者が国内でも多数発生しています。

北区では、保健所に帰国者・接触者電話相談センターを設置し、電話相談を行うとともに、新型コロナウイルスの流行地域から帰国された方々の健康観察と相談にあたっています。

また、「区民の安全で安心な生活を維持するため、新型コロナウイルス感染症による健康への影響を可能な限り抑制する」ことを基本方針に、私を本部長とする「北区危機管理対策本部」を設置し、同本部を中心に国や東京都、関係機関と密接に連携しながら、情報の収集を行うとともに区内及び近接地域での感染が確認された場合に備えて体制を整えてまいります。

区民の皆様には、国、東京都、北区の発表する正しい情報に基づき、冷静に行動してください。

中国湖北省（武漢市を含む）滞在歴のある帰国者、または、その帰国者で発熱や呼吸器症状のある方と接触歴のある方で、発熱や咳、鼻水などの症状がみられ、新型コロナウイルスが疑われる場合には、直接医療機関を受診せず、保健所（帰国者・接触者電話相談センター）に電話で相談してください。

手洗い、うがい、咳エチケット（*）を励行し、咳などの症状がある場合は、マスクを付けてください。

ご理解、ご協力をお願いします。

北区長 花 川 與惣太

区民の皆さんへ

新型コロナウイルス感染を防ぐために

(令和2年2月7日)

新型コロナウイルス感染症は、現在国内で流行が認められる状況にはありませんが、感染やその拡大には十分気をつける必要があります。

そこで、北区では、区民の安全で安心な生活を維持するため、新型コロナウイルス感染症による健康への影響を可能な限り抑制することを基本方針として、区長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、全力をあげて新型コロナウイルス感染症対策を推進してまいります。

以下の感染予防法を守り、正確な情報に基づいて、冷静に行動してください。

感染予防法

- 手洗い、うがい、咳エチケットを（＊）を励行しましょう。
- 適切な栄養と十分な睡眠をとり、体力の低下を防ぎましょう。
- 中国湖北省（武漢市を含む）滞在経験のある帰国者又はその帰国者と接触歴にある方で、発熱や咳など症状がある時は、すぐに医療機関を受診せず「帰国者・接触者電話相談センター」に電話しましょう。

北 区 帰国者・接触者電話相談センター

電話：3919-3104（平日9：00～17：00）

3919-4500（2月17日以降）

東京都 帰国者・接触者電話相談センター

電話：5320-4592（平日17：00～翌9：00）

（土日祝日 終日）

*咳エチケット

- ・咳やくしゃみをする際は、ティッシュなどで口と鼻をおおい、他の人から顔をそむけましょう。（できれば1～2メートル離れてください）
- ・とっさの時は袖や上着の内側でおおってください。
- ・使ったティッシュは、すぐにごみ箱に捨て、手洗いまたは手指消毒を行ってください。
- ・咳などの症状がある人には、マスクを着けてもらいましょう。